

2025年12月25日

## 各 位

会 社 名 株式会社オーエムツーネットワーク  
代表者名 代表取締役社長 森田 竜太郎  
(コード番号 7614 東証スタンダード)  
問合せ先 管理部経理部長 木田 橋 友  
(TEL 03-5405-9541 代表)

## 当社の従業員等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年3月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 7,000株
(3) 処分価額	1株につき 1,520 円
(4) 処分価額の総額	10,640,000円
(5) 割当予定先	当社の従業員 4名 800株 当社完全子会社の従業員 31名 6,200株

### 2. 処分の目的及び理由

①当社は、当社の従業員に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、本日開催の当社取締役会において、当社の従業員4名に対し、当社に対する合計1,216,000円の金銭債権を、  
②当社完全子会社である株式会社オーエムツーミート（以下「対象子会社」といいます。）は、上記の目的を達成するべく、本日開催の取締役会において、同社の従業員31名（以下、上記の当社の従業員と併せて「対象者」といいます。）に対し、同社に対する合計9,424,000円の金銭債権を支給することを決議しました。その上で、当社は、本日開催の取締役会において、これらの金銭債権の合計10,640,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,520円）、当社の普通株式合計7,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるため、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限期間を払込期日から対象者が当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失する日までの間としております。

#### 〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉

本自己株式処分に伴い、当社は対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下

「本割当契約」という。)を個別に締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 謾渡制限の期間

対象者は、2026年3月25日(払込期日)から当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失するまでの期間(以下「謹渡制限期間」という。)、本割当株式について、謹渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします(以下「謹渡制限」という。)。

(2) 退職時の取扱い

対象者が、2026年3月から2028年12月10日までの期間(以下「対象期間」という。)が満了する前に当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。ただし、対象者が対象期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、2026年3月から当該喪失日を含む月までの月数を34で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、謹渡制限を解除します。

(3) 謹渡制限の解除

当社は、対象者が、対象期間中、継続して、当社又は対象子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

当社は、謹渡制限期間が満了した時点において謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、謹渡制限期間中に、本割当株式の割当てを受けた対象者が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができます。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2026年3月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を34で除した数(ただし、1を超える場合には1とみなす。)に、対象者が保有する本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合については、これを切り捨てる。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除いたします。また、この場合、当社は、謹渡制限が解除された直後の時点においてなお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 株式の管理

本割当株式は、謹渡制限期間中の謹渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した謹渡制限付株式の専用口座において管理されます。

(7) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の取締役会の決議に基づき対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年12月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,520円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上